

岐阜市保健所長 }
各保健所長 } 様

岐阜県健康福祉部医療整備課長

病院における空調設備の維持管理に係る留意事項について

このことについては、昨年夏、岐阜市内の病院において、空調設備の故障した病室に入院中の高齢の患者が死亡する事案が相次いで発生したことを受け、「医療機関における衛生的環境の維持管理等について」（平成30年8月30日付け医整第451号）により、県内の医療機関に対して、改めて患者の安全確保に努めるよう注意喚起を行ったところです。

また、「医療機関における衛生的環境の維持管理」に係る対応状況の確認について（依頼）」（平成30年10月11日付け医整第558号）により、病院の空調設備の維持管理の対応状況について調査を実施したところです。

この調査結果（別添参照）を踏まえ、病院における空調設備の維持管理に係る留意事項について下記のとおりといたしますので、貴管内の病院に周知いただくようお願いいたします。

なお、これらの事案についての警察による捜査等によっては、留意事項に変更が生じる可能性がある旨、申し添えます。

記

1. 空調設備の定期的な点検について

(1) 入院患者を常時収容している病室の空調設備においては、医療法の患者の衛生的環境を確保するという趣旨に鑑み、当該空調設備の定期的な点検を実施すること。

なお、少なくとも1年に1回は点検を実施することが望ましい。ただし、具体的な点検事項は、各設備に関する説明書等を参照の上、任意に設定することで差支えない。

(2) 点検の結果を踏まえ、必要に応じて、空調設備の補修、更新等の対応を速やかに実施すること。

2. 空調設備の故障の場合の患者の衛生的環境を確保するための措置について

空調設備の故障の場合に、入院患者の衛生的環境を確保するため、実情に応じて以下の事項について事前に定めておくこと。

- ・故障時（休日・夜間を含む）の空調設備の保守事業者等への連絡手順
- ・代替措置に必要な資機材（冷暖房器具、保冷剤、寝具等）の確保
- ・空調設備の故障した病室の温度及び湿度の確認手順
- ・早期の復旧が困難な場合の対応（空調の確保された病室への移動等）

岐阜県 健康福祉部 医療整備課 医事係
担当係長 江崎 担当 山内
TEL 058-272-1111 (2527)
直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1